

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1024号)

平成24年2月17日

横情審答申第1024号

平成24年2月17日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成23年8月3日市広聴第658号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「市広聴第2584号の非開示決定通知書4項において「市民局では文書の取
扱に関して検討しておらず、請求対象となる行政文書は作成していないた
め」と記載しているが市民局では誰が、どのような権限で「懲戒処分申立
書」の文書を建築局の誰に渡したのかについての内部文書一式」の非開示決
定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「市広聴第2584号の非開示決定通知書4項において「市民局では文書の取扱いに関して検討しておらず、請求対象となる行政文書は作成していないため」と記載しているが市民局では誰が、どのような権限で「懲戒処分申立書」の文書を建築局の誰に渡したのかについての内部文書一式」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「市広聴第2584号の非開示決定通知書4項において「市民局では文書の取扱いに関して検討しておらず、請求対象となる行政文書は作成していないため」と記載しているが市民局では誰が、どのような権限で「懲戒処分申立書」の文書を建築局の誰に渡したのかについての内部文書一式」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成23年4月18日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）が主張する懲戒処分申立書とは、申立人への対応が違法であったとして特定職員に対する懲戒処分を求め、平成15年10月に実施機関あてに提出された文書である。懲戒処分申立書は、建築局職員に対する処分申立書であり、速やかに建築局に引き渡しているため、市民局の事務ではなく、文書の取扱いに関して検討していない。
- (2) 横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号。以下「事務分掌規則」という。）では、市民局広報相談サービス部広聴相談課（現在。平成15年当時は市民局広報相談部広聴課。以下「広聴課」という。）の事務分掌として「市政に関する市民の要望、意見、陳情その他広聴に関すること」と掲げ、平成15年当時、寄せられた要望・意見については、市役所全体の広聴窓口である広聴課にて受け付けていた。

(3) 申立人が懲戒処分申立書との表題で広聴課に提出した文書は、法令等の根拠を有するものではなく、陳情書と解される。陳情書については、広聴課では広聴関係書類として処理を行っている。申立人が懲戒処分申立書を提出した平成15年当時、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第10条第4項に規定する行政文書分類表に定める広聴に関する行政文書の保存期間は5年と規定していた。平成15年度作成文書は平成20年度末に保存年限が到来しており、平成21年度に廃棄している。したがって、申立人が開示請求を行った平成23年3月には、当時の広聴関係書類は廃棄済みであり、申立人が開示請求した文書の存在を確認することは不可能である。なお、保存年限を延長した行政文書についても確認したが、当該文書の存在は確認できなかった。(4) したがって、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 非開示決定通知書において、「当該申立書は建築局職員に対する処分申立書であり、速やかに建築局に引き渡しているため、市民局の事務ではなく、文書の取扱いに関して検討しておらず、請求対象となる行政文書は作成していないため。」という事実と反する虚偽の理由で非開示になっている。
- (3) 申立人は、懲戒処分申立書を平成15年10月に都市経営局市長室秘書課（当時。現在の政策局秘書部秘書課）に持参したところ、広聴課へ案内され、広聴課の職員が懲戒処分申立書を受領した。
- (4) その後、広聴課から申立人に何ら連絡がなかったため、再度広聴課を尋ねたところ、申立人が提出した懲戒処分申立書については各局の不祥事防止対策委員会に該当する案件と判断したため、建築局に回送したと説明を受けた。この事実からも非開示決定の理由は虚偽であることが明白である。
- (5) また、懲戒処分申立書が懲戒処分に該当する事案であるため、起案用紙を広聴課が作成し、「処理案」として「局渡しとします」と決裁している事実からも実施機関の非開示理由説明書は、事実と反する虚偽の理由であることが明白である。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が平成15年10月に実施機関に提出した懲戒処分申立書を市民局の誰がどのような権限で、建築局の誰に対し渡したのかということが記録された文書であると解される。

なお、平成17年2月14日の答申第355号、実施機関の説明等から、懲戒処分申立書は、広聴課の職員が申立人から受け取ったこと及び広聴課から建築局総務部総務課（以下「建築局総務課」という。）へ送付されたことが認められる。

(2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張している。

イ 申立人は、平成15年に広聴課が作成した起案文書の写し（以下「本件起案文書」という。）を意見書に添付し、「起案用紙を広聴課が作成し、「処理案」として「局渡しとします」と決裁している」と主張している。

当審査会が本件起案文書を見分したところ、本件起案文書には、懲戒処分申立書を建築局に送付することを意思決定した内容及び広聴課の職員の氏名が記録されている。しかし、当該文書は平成15年度起案のものであり、保存期間は5年とされていることが認められた。したがって、本件請求時点である平成23年3月においては、保存期間経過により廃棄済であると推認できることから、本件起案文書の存在を確認することはできないとする実施機関の説明は不合理とはいえない。

ウ また、事務分掌規則では、広聴課の事務分掌として「市政に関する市民の要望、意見、陳情その他広聴に関すること」としており、広聴課の事務分掌に人事に関する事務は含まれていない。そうすると、広聴課は、懲戒処分申立書の内容が建築局の職員に関するものであったことから、建築局内の人事に関することを所掌している建築局総務課に送付したものであって、広聴課において、懲戒処分申立書の内容を検討していないという実施機関の説明に不合理な点はなく、本件起案文書以外に文書を作成していることを疑わせる事情も認められない。

エ これらのことを考え合わせると、実施機関が、本件起案文書を本件請求に係る文書として特定しなかったこと及び本件申立文書を作成していないと説明していることに不合理な点はない。

(3) 付言

本件請求に係る開示請求書には、申立人本人が過去に実施機関に提出した文書を

添付し、当該文書に関する文書の請求をしている。したがって、本件請求は、条例第7条第2項第2号により非開示とすべき個人情報を求める開示請求であると考えることができ、本来であれば、請求の対象となる文書の存否を答えるだけで非開示情報を明らかにすることになるとして、存否応答拒否を検討すべきものであったとも考えられる。

今後、実施機関におかれては、開示決定等に係る事務手続を慎重に行うよう望むものである。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---|-------------------------|
| 平成23年8月3日 | ・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理 |
| 平成23年8月29日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成23年9月2日 (第124回第三部会) 平成23年9月8日 (第191回第一部会) 平成23年9月13日 (第198回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成23年11月18日 (第129回第三部会) | ・審議 |
| 平成23年12月2日 (第130回第三部会) | ・審議 |
| 平成24年1月20日 (第132回第三部会) | ・審議 |